

週刊 日本医事新報

JAPAN MEDICAL JOURNAL

No. 4667
2013/10/5

追 跡

練馬・光が丘病院の今

地域医療の危機、日大撤退から1年半

巻頭カラー

- ・【キーフレーズで読み解く 外来診断学③】
心嚢液貯留・発熱にて紹介された58歳女性

プライマリケア・マスターコース

- ・女性特有のイライラを漢方で診る
—「イライラして動悸も感じる」と訴えて来院
した27歳、女性
- ・Dr. 徳田のフィジカル診断講座
—腹痛患者の触診

学 術

- ・慢性副鼻腔炎に対するマクロライド療法の
現状と展望
- ・若年者に生じる脱毛症の診断と現在の
治療法
- ・性同一性障害の包括的治療
- ・【J-CLEAR通信③】
人工心臓開発とEBM—高血圧治療薬
ディオバン®問題から何を学ぶべきか
- ・【グラフ】
全身に関連する口腔・頭頸部の画像診断③
—歯周病に関連する糖尿病および心疾患



質疑応答

- ・高齢者への風疹ワクチン接種
- ・内視鏡検査前の抗凝固薬中止期間と注意点
- ・高齢者のピロリ菌除菌適応年齢
- ・意識障害を伴う脳外傷・骨折後の骨再生
- ・水虫薬の有用性と副作用
- ・60歳以上の筋力トレーニングの有意性・
危険性
- ・返戻されたレセプトの返金義務
- ・差額ベッドの扱い



尼崎発

長尾和宏の

町医者で行こう!!

連載
第31回

平穩死を巡って家族を取り巻く 諸問題—シリーズ「平穩死」⑤

本人は満足、しかし家族は訴訟へ

在宅で平穩に旅立たれるのを見送った後、思いもよらぬ騒動に巻き込まれるという経験は何度かした。医療訴訟ではない。遺産相続を巡る子ども同士の争いに巻き込まれたのだ。どうやら子どもの1人が遺言状を作成させていたらしい。決して大きな遺産ではない。しかし国民年金程度の金額でも、訴訟になるケースが現実にはある。

その場合、認知症があったかどうかが主治医に問われる。あると言えばあるし、ないといえはしない。ある程度の年齢になると、多少の認知機能の低下はあるのが普通。しかし双方の弁護士はそれでは許してくれない。せつかくの平穩死も、これでは後味が悪くなる。

平穩に旅立った本人はあの世で満足していても、家族は骨肉の争いを始める。財産分与を巡る裁判だけではない。リビングウィルや終末期医療を巡っても、本人の意思と家族の意思が相反することは稀ではない。平穩に旅立つ寸前に、遠くに住む長男がいきなり出てきて待ったをかける。「あなたさえいなければ」と心の中で呟くことは珍しくない。家族って何だろう？とため息をつくことが増えている。

本人の意思と家族の意思

「遠くの親戚」に気をつけろ」とは医療界

において有名な言葉だ。しかし親戚や家族の定義は意外に難しい。調べてみると、民法上は「6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族」と書いてある。いとこが4親等だから、その孫が6親等にあたる。法的には、そこまでが親族としての権限を有している。自己決定が最優先する欧米とは全く違う文化の中で我々は医療に従事している。

キリスト教文化圏は自己決定の文化だ。一方、アジアの儒教圏は親孝行の文化にある。親孝行という美德が終末期医療においては、言葉通りにならないことを多く経験する。

もちろん面と向かってそんなことは言えないし、言えば大変なことになる。我々医療者は、いかなる状況下においても家族の意思に従わなければならない。たとえ本人の意思とは真逆であっても、家族の意向のほうが優先する。欧米は個の自己決定であるが、日本は関係性の中での自己決定の文化であるとも換言できよう。

そうした家族に読んでもらおうと『「平穩死」という親孝行』（泰文堂）を書いた。しかしいざその時になると「とてもそんなものを読む余裕がない」と言われて読んでもらえない。かといって平時に親孝行を説いてもどこか間の抜けたものになる。

1年前に出た『「平穩死」10の条件』も9月末に出た『抗がん剤10の「やめどき」』（両者ともブックマン社刊）も、実は自己決定を啓

発するつもりで書いた。勤務医も開業医も同じ。医療現場は家族とは何か？という命題に突き当たっている。

映画に学ぶ世界の家族問題

近年、終末期を題材にした映画が世界中で制作され、高い評価を得ている。中でも家族がキーワードとなる4作品をご紹介します。

国内では、昨年秋に公開された「終(つひ)の信託」という東宝映画だ。役所広司演じる気管支喘息発作後の意識がない患者さんを、草刈民代演じる主治医が彼の生前の意思を尊重して人工呼吸器を外し、筋弛緩剤等を投与して死に至らしめるという物語。主治医は患者さんの意思を尊重したつもりだったが、家族の訴えで裁判へ。大沢たかお扮する判事が「殺人罪」を言い渡すシーンは圧巻だ。

今春公開された「愛、アムール」というフランス映画は、カンヌ映画祭の最高賞であるパルムドールを受賞した。パリの高級アパートでひっそり暮らす元ピアニスト同士の老夫婦の物語だ。脳梗塞で寝たきりの妻を介護する夫と、食事が徐々に細くなりゆっくりと自宅での終末期を迎えようとしている妻。しかしそこに突然、遠くの長女が帰ってきて、入院、そして人工栄養を強く迫る。追い込まれた夫は、思いもかけぬ行動をとってしまうというあらすじだ。この映画ではフランスの在宅医療が生々しく描かれている。

「眠れる美女」という今秋公開予定のイタリア映画は、17年間植物状態にあった女性の尊厳死をめぐるイタリア全土で論争が巻き起こった実際の出来事が題材だ。病床の妻に頼まれて延命装置を外した過去を持つ政治家と彼の娘、植物状態になった娘を看病するため女優としてのキャリアを捨てた母と俳優志望の息子、自殺願望のある女性と彼女を救おうとする男性医師ら、尊厳死問題に直面した3組の人々の葛藤が描かれている。

最後に「母の身終い(みじまい)」という今秋公開予定のフランス映画。48歳のトラック運転手である息子、アランは、少し折り合いが悪い母イヴェットとの2人暮らし。年老いた母は、脳腫瘍に冒され死期が真近に迫っている。そんな母が文書で尊厳死を希望し、スイスの自殺補助施設に行き尊厳死を遂げようとする物語だ。

これらの映画には「自己決定を家族がどう受け止めるか」というテーマが込められている。「家族の問題」を論じるには、このような映画を題材に話したほうが分かりやすいかもしれない。優れた映画を院内研修や市民フォーラムなどで活用するのも一法だと思う。

自己決定できなくなった時、代理人は誰？

病状が進行し、もはや自己決定ができなくなったとき、誰が代理判断人になるのか？これは極めて重要な課題だ。そうした事態を想定して事前指示書(アドバンス・ディレクティブ)が推進されている。本人のリビングウィルを代理する人をどう選ぶかが今後の課題になる。

一方、介護保険制度と同時に成年後見制度ができて12年が経過した。成年後見人を選定するにはまず申立人が必要である。申立人とは、後見の選任作業に要する費用を負担する人である。本人も申立人になれるという点は知っておきたい。

しかし後見できる内容は財産管理等に限定されていて手術の承諾やリビングウィルの代理は定められていない。今後、後見に関する民法の整備が期待される。いずれにせよ、意思決定の核となるのは本人のリビングウィルであるという啓発を続けたい。

なお かずひろ：1984年東京医大卒。95年、名古屋市に複数医師による年中無休の外来・在宅ミックス型診療所「長尾クリニック」を開業。近著に『抗がん剤10の「やめどき」(ブックマン)』など